

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則.....	(税務課)	81
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....	(税務課)	82
○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則.....	(地域保健課)	82
○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則.....	(財務指導課)	83

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	(広報広聴課)	83
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(広報広聴課)	84
○危険薬物の指定の解除.....	(医務薬務課)	85
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	85
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	86
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	86
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	87
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	87
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	88

道立北見病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		88
------------------------	--	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		88
○特定調達契約に係る入札の公告.....		89
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		90
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		91
○特定調達契約に係る入札の公告.....		91
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		92

規 則

北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1中 「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改め、同様式その3中

「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改める。

別記第4号様式の3中 「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改める。

別記第4号様式の8中 「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改

め、同様式末尾欄外注意中3の事項を削り、4の事項を3の事項とする。

別記第6号様式の6その1及びその3中 「個人番号又は法人番号」を「法人番号」

に改める。

別記第49号様式その1中

「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改め、同様式その2中

「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改める。

別記第50号様式中

「」

19	材料保管棚(保管庫)	平面図に記入	20	薬品保管庫	平面図に記入
21	歯科技工に関する書籍	冊数： 冊	22	その他必要な設備及び器具	主なものを平面図に記入
23	計測用機器〔技工用ノギス（ ）、計量カップ（ ）、タイマー（ ）、メジャーリングデバイス（ ）、メスシリンダー（ ）、温度計（ ）〕				

を

17	吸塵装置（室外排気が望ましいこと。）	平面図に記入	18	歯科技工用作業台	平面図に記入
19	材料保管棚(保管庫)	平面図に記入	20	薬品保管庫	平面図に記入

に改め、同様式（別紙）末尾欄外注意を次のように改め、同様式を別記第1号様式とする。

注意1 歯科技工所の平面図を添付するとともに、当該平面図に上記の装置等（5、8、10、11及び13の装置等を除く。）の場所を記入すること。

2 1の歯科技工所の平面図は、次に掲げる事項を確認することができるものであること。

- （1）手洗設備を有すること。
- （2）常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- （3）床が板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上これによりできないやむを得ない事由があるときは、床材を確認することができるようにすること。
- （4）出入口及び窓が閉鎖できるものであること。

別記第3号様式中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の歯科技工士法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の歯科技工士法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第5号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記建設工事請負標準契約書式第6条の次に次の1条を加える。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第6条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。同項において同じ。）の相手方としてはならない。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

別記建設工事請負標準契約書式第9条第1項第2号中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道建設工事執行規則別記建設工事請負標準契約書式の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成28年2月26日に一般競争入札の公告を行う平成28年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

(2) 資 格 平成28年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 平成28年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

道の指示により広報紙の制作及び配布に係る協議等のため、来庁が可能であること（広報紙制作ごとに複数回来庁を要する。）。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年2月26日（金）から同年3月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5110

北海道告示第137号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

平成28年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日から平成29年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道告示第136号に規定する平成28年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。

3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提 出 期 限 平成28年3月18日（金）午後5時まで（送付による場合は、必着）

(2) 提 出 場 所

ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 提 出 方 法 資格審査の申請と同時に提出可

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階 共用A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）

(2) 入 札 日 時 平成28年4月8日（金）午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落 札 者 決 定 基 準 落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成28年3月4日（金）午後4時

イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎2階 総合政策部共用会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5110

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations literature “Hokkaido” 1 (one) set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 8, 2016

C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5110

北海道告示第138号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成28年北海道告示第95号（北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例に基づく危険薬物の指定）は、廃止する。

平成28年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

1 1-ブチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2, 3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類

3 2-(8-プロモ-2, 3, 6, 7-テトラヒドロベンゾ[1, 2-b: 4, 5-b']ジフラン-4-イル)エタンアミン及びその塩類

北海道告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（就実地区（暗渠排水、区画整理、農業用道路））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成28年3月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年 2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成28年 2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 根室市牧の内160の1
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年 2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 士別市朝日町中央4019・7224・7489（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年 2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町字貫気別31の15、31の16
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年 2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡鹿部町・虻田郡洞爺湖町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 函館市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 千歳市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 千歳市・虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第144号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成28年2月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法	北海道告示第145号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年 2 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡喜茂別町・紋別郡興部町（以上 2 町について次の所在場所の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 喜茂別町・興部町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	2 落札を決定した日 平成28年 1 月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社竹山 (2) 住 所 札幌市中央区北 6 条西16丁目 1 番地 5 4 落札金額 68,904,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年12月 8 日付け北海道立北見病院告示第149号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立北見病院庶務課 (2) 所在地 北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
北海道告示第146号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北斗市役所の掲示場に掲示した。 平成28年 2 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第90号 2 所在が不明な者 本間 孝太郎	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第12号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年 2 月26日 北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 3 号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成28年 2 月26日に一般競争入札の公告を行う北海道南幌養護学校スクールバス（恵庭コース、江別コース）賃貸借契約 (2) 資 格 北海道南幌養護学校スクールバス（恵庭コース、江別コース）賃貸借契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス
道 立 北 見 病 院 告 示 北海道立北見病院告示第41号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 2 月26日 北海道立北見病院長 一 色 学 1 落札に係る物品等の名称及び数量 人工透析装置 一式	

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金をめ、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (4) 添乗員を別紙「コース内訳書」に示す人数以上配置できること（恵庭コース申請者のみ）

（別紙「コース内訳書」は省略し、6の場所に備え置いて縦覧に供する。）

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年2月26日（金）から同年3月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目（空知合同庁舎3階）
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月26日

北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭コース）

- | | |
|------------------------|------|
| (ア) 恵庭（月・火・金）コース（1日3便） | 117日 |
| (イ) 恵庭（水）コース（1日3便） | 41日 |
| (ウ) 恵庭（木・行事）コース（1日2便） | 46日 |
| (エ) 恵庭（特行事）コース（1日3便） | 1日 |

イ 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別コース）

- | | |
|------------------------|------|
| (ア) 江別（月・水・金）コース（1日3便） | 116日 |
| (イ) 江別（火・特行事）コース（1日3便） | 43日 |
| (ウ) 江別（木・行事）コース（1日2便） | 46日 |

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁空知教育局告示第12号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階 会議室
（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成28年3月22日（火）午前10時（送付による場合は、同月18日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a School Bus Charter (Eniwa course)

Eniwa (Monday/Tuesday/Friday) course (three times/day) 117 services, Eniwa (Wednesday) course (three times/day) 41 services, Eniwa (Thursday/event timetable) course (twice/day) 46 services, Eniwa (special event timetable) course (three times/day) 1 service

b School Bus Charter (Ebetsu course)

Ebetsu (Monday/Wednesday/Friday) course (three times/day) 116 services, Ebetsu (Tuesday/special event timetable) course (three times/day) 43 services,

Ebetsu (Thursday/event timetable) course (twice/day) 46 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 22, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年2月26日

北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ノートパソコン（A地区） 138台
(2) ノートパソコン（B地区） 116台
(3) ノートパソコン（C地区） 110台

2 落札を決定した日

平成28年2月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 株式会社H B A

イ 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

- (2) 1の(3)

ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

- (1) 8,960,280円
(2) 7,514,560円
(3) 7,530,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月26日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成28年2月26日に一般競争入札の公告を行う

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約
- イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約
- ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約
- エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約
- オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約
- カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

(2) 資格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 平成26年度及び平成27年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年2月26日（金）から同年3月3日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第44号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月26日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約
- イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約
- ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約
- エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約
- オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約
- カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

調達予定数量については、別紙「学校別コース一覧」のとおりとする。

(別紙「学校別コース一覧」は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。)

アからカまでの入札については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁石狩教育局告示第43号に規定するスクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階 第3研修室(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 平成28年3月9日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月8日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低であるものを落札者とする。

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a The school bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School
- b The school bus rental contract of the Hokkaido Makomanai Special Needs School
- c The school bus rental contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School
- d The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki Special Needs School
- e The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki School Hoshimi High School Special Needs School
- f The School bus rental contract of the Hokkaido Hushimi Special Needs School

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 9, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 8, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5872

北海道教育庁十勝教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年2月26日

北海道教育庁十勝教育局長 上野 靖

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

十勝管内道立学校で使用する電力

- (1) 基本料金(契約電力1キロワット当たりの単価)
22校 合計1,668キロワット
- (2) 電力量料金(使用電力量1キロワット時当たりの単価)
22校 合計3,922,203キロワット時

2 落札を決定した日

平成28年2月16日

- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 丸紅株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 4 落札金額
(1) 基本料金 917円
(2) 電力量料金 18.12円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年12月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第39号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

正 誤

○平成27年12月25日（第2747号）

北海道収用委員会告示第20号（北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
94 左 29から31まで

誤

別記第1号様式中「個人情報を
保有する機関」を削り、

正

別記第1号様式中

「	個人情報の対象者の範囲	
	個人情報を 保有する機関	
」		

を

「	個人情報の対象者の範囲	
」		

に、

ページ 欄 行
97 右 5
誤 「法定代理人による請求」を「代理人による訂正請求」に、
正 「法定代理人による請求の場合」を「代理人による訂正請求の場合」に、
ページ 欄 行
100 左 6
誤 別記6号様式
正 別記16号様式